

山梨県特別支援教育振興審議会会長 殿

山梨県教育委員会

諮 問

本県の特別支援教育の振興に関し、山梨県附属機関の設置に関する条例第2条第2項の規定により設置されている貴審議会に、次の事項について意見を求めます。

- 1 軽度知的障害に対応した特別支援学校高等部教育の在り方について
- 2 特別支援学校の整備計画を含む将来構想について
- 3 障害のある全ての幼児児童生徒に対する特別支援教育の推進方策について

諮 問 の 理 由

障害のある子どもたちに対する教育は、平成19年に学校教育法等の一部を改正する法律が施行され、特殊教育から特別支援教育へと大きく転換しましたが、県では、障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行うため、全ての学校において特別支援教育を行うための体制の整備、特別支援学校の地域におけるセンター的機能の充実等に取り組んできました。

特別支援教育の本格実施から4年目を迎え、障害のある子どもたちの学習機会が広がる一方で、知的障害特別支援学校においては児童生徒数の増加が続いており、特に、高等部において軽度の知的障害の生徒の増加が著しく、自立と社会参加を目指す新たな教育課程が求められています。

また、在籍者数の増加に伴い慢性的な教室不足への対応が必要になるとともに、校舎等の施設設備の老朽化への対応が必要な学校、子どもたちの障害に対応した施設設備が不十分である学校などがあり、計画的な整備が求められています。

さらに、全ての学校において、特別支援教育に係る校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの配置など支援体制の整備は進んできていますが、障害のある幼児児童生徒に対する教育の一層の充実を図るため、更なる特別支援教育の推進が求められています。

このため、軽度知的障害に対応した特別支援学校高等部教育の在り方、特別支援学校の整備計画を含む将来構想、障害のある全ての幼児児童生徒に対する特別支援教育の推進方策について、意見を求める必要があるものと判断いたしました。

つきましては、ここに山梨県特別支援教育振興審議会を開催し、本県の特別支援教育の振興を図るためご審議いただきたく、諮問するものです。